

博 士 論 文 (要約)

社会・連帯・補完性

——19 世紀ドイツ社会国家をめぐる意味論的探究——

東京大学大学院総合文化研究科  
国際社会科学専攻関連社会科学コース  
坂井 晃介

## 序章

本研究の目的は、19世紀後半においてドイツ社会国家の前提が一連の社会政策——とりわけ1880年代に成立していく一連の労働者社会保険立法——として構成されていく際、そこで運用されている知識はいかに作用していたのかを明らかにすることである。生権力論や統治性研究は、確率論や保険技術をはじめとする特定の知の形態の登場やその社会全体への普及を、福祉国家の形成と関連づけて論じてきた。しかしこうした諸研究は、統治をめぐるさまざまな知が、多様な制度においていかに独自に運用されてきたのか、さらにこうした知の運用の多様性が福祉国家の形成にどのように関わってきたのかという点を明らかにしてこなかった。

そこで本研究では、理念の生成を政治や学術、宗教、経済等の諸制度の相互連関から考察する意味論分析 *Semantikanalyse* の知見から、ドイツ社会国家形成に関わる知の様態をこれまでとは異なる形で明らかにした。特に焦点を当てるのは、「社会 *Gesellschaft*」、「連帯 *Solidarität*」、「補完性 *Subsidiarität*」という3つの語彙である。

## 第I部 福祉国家の意味論分析

第I部では本研究の理論と方法を提示した。第1章では先行研究群の批判的検討により、社会国家の形成をそこで用いられている知識の水準から分析する際求められる理論的・方法的要件について考察した。ドイツ社会国家に関する先行研究群は、同時代に発達していった学術的成果や社会運動・宗教勢力のように、地域的・歴史的に優勢であった社会的ミリューが重要視する理念によって、社会国家形成の知の側面を同定する傾向にある。しかしここでは、特定の政治的・社会的理念の多様な用いられ方が、政策形成という統治実践の水準にどのように結びついているのかについて仔細な考察がなされていない。そこで第1章後半ではニクラス・ルーマン (Niklas Luhmann) の意味論研究を取り上げ、既存の知識社会的アプローチとの比較を通じ、その有効性を論じた。

第2章では、本研究にとって求められるモデルの要件を確認した上で、ルーマンの自己言及的システム理論と機能分化社会理論を参照し、修正と再定式化を試みた。特にそこでは、これまでの社会学理論が前提してきた「政治」や「社会構造」のような社会についての理論的予見を分析前提とすることなしに、社会国家形成に伴う知識についての意味論的研究を行うため、機能分化社会理論の「中範囲の理論」化を提案した。そして、特定の社会現象を社会の機能的分化として記述する際にはどのような要件が必要なのかを細分化・定式化することで、経験的研究のための具体的なステップを明確にした。それにより、本研究が社会国家の形成を支えた知識を明らかにするだけでなく、それによってさまざまな同時代的諸制度の形成そのものを追尾する試みに接続されうること、さらにはこうした知見の蓄積が、社会学が長らく検討課題にしてきた近代社会の探求につながっていくことが示された。

## 第 II 部 社会 Gesellschaft の地平

こうした理論的・方法的視座から、特に社会 Gesellschaft という語彙について検討されたのが第 II 部である。第 3 章ではその前提として、19 世紀ドイツにおける政治や学術、経済といった近代的諸制度の意味論的な境界形成を追尾した。まず、19 世紀前半における一連の国制改革に携わった国家官僚の言説を通じて、統治実践における政治制度主体の自己規定がいかにこの時期再編されたのかを明らかにした。さらに、19 世紀半ばから順次設立されていく学術団体のうちドイツ統計学会と社会政策学会の設立者たちの認識から、同じく統治に関する知を形成してきた学術と政治が、制度的境界を当事者水準で画定していく過程を明らかにした。これにより、大衆貧困や労働条件の悪化が、諸々の国制改革や学会設立がもたらした、統治機構、市場経済、学術機関の自律化という認識主体の形成により問題化されていったことが確認された。

第 4 章では、19 世紀中頃から各制度にとって「問題」としてみなされていく同時代の状況が、学術従事者によって「社会 Gesellschaft」という語彙で表現されていったことを明らかにした。特にロベルト・フォン・モール (Robert von Mohl) やローレンツ・フォン・シュタイン (Lorenz von Stein)、アルバート・シェフレ (Albert Schäffle) ら国家学や国民経済学の分野では、「社会 Gesellschaft」をそれまでの分析枠組みでは説明できない、貧困や労働問題が顕在化し新しい困難を生じさせる領域としてみなされていった。

第 5 章では、こうした学術的記述に対して、統治実践の文脈においては「社会 Gesellschaft」という語彙にいかなる意味づけが与えられ、制度形成の前提となる知識となっていたのかを、1860 年代から 1880 年代にかけての帝国議会議事録や政治家および高級官僚の書簡・覚書から分析した。その結果、国家学や国民経済学とは異なり、政策担当者にとって「社会 Gesellschaft」は、社会民主主義やカトリシズムによって危険にさらされている、本来は秩序だっているはずの領域として見出されていることが明らかとなった。そして、こうした脱国家的な危険勢力の台頭こそが、政策担当者にとって解決すべき準拠問題であった。しかし同時に、政策担当者たちは学術的知見を全く無視していたわけではなく、シュタインやシェフレによる学術的議論を積極的に摂取しつつ——しかし断片的にのみ参照することで——、政策の正当化を試みていた。その中で学術における社会 Gesellschaft の用法と共通していたのは、いずれもこの語を統治対象となる複数の中間集団として理解しているということであった。

## 第 III 部 社会国家の理念

第 III 部では、今日のドイツ社会国家においても重要な理念としてみなされ続けている「連帯 Solidarität」と「補完性 Subsidiarität」という理念——前者は喪失が問題視され、後者は「小

さな政府」の根拠としてしばしば再援用されている——、および社会国家の制度的な基礎である保険 *Versicherung* をめぐる理念と制度の連関を意味論的に分析していくことで、これらの歴史的位位置を明らかにした。

第 6 章では、政治家・官僚同士で交わされる政策論議や委員会で用いられる「連帯 *Solidarität*」という語彙が、さまざまな階級の利害関心を同定し調和することではじめて実現する価値として定式化されていることを明らかにした。特に頻繁に政策担当者たちによって用いられている「利害関心の連帯 *Solidarität der Interessen*」というフレーズは、階級や社会的ミリューの集団的・組織的自己規定を制度的には維持しつつ、国家がそれらに介入することによって目下の問題を解決しようとするという、社会政策の形成を正当化していくためのレトリックとして用いられていった。

第 7 章において見出されたのは第一に、1860 年代以後、社会カトリシズム（ヴィルヘルム・エマニュエル・ケテラー（*Wilhelm Emmanuel Ketteler*））、自由主義的労働運動（ヘアマン・シュルツェ＝デーリチュ（*Hermann Schultze-Delitzsch*））、社会主義的労働運動（フェルディナンド・ラッサール（*Ferdinand Lassalle*））の間で、貧困や労働者問題を自由な協働で解決すべきか、国家による援助で解決すべきかという論争が起こったということである。しかし第二に、こうした中間集団の役割は政治過程においていずれも否定され、自助を支える人びとの自由を考慮しつつ、彼らの安全 *Sicherheit* を支えるような政策形成の重要性が盛んに論じられた。その結果として提案されたのが、労働者社会保険諸立法であった。そのことから、「補完性 *Subsidiarität*」原理に相当する「自助のための援助」は、多様な社会運動組織の問題系を統治機構が再編成し、社会政策を形成していく上での、正当化理念となっていったことが明らかとなった。

補章では、19 世紀ドイツにおける民間保険制度の歴史的形成と、それに対する社会政策の政策担当者の評価を分析することを通じて、社会政策の中核として社会保険制度が導入されていった背景を考察した。1880 年代に国家的な社会保険を構想する政策担当者は、相互性理念をベースとする保険組織や利益追求を中核における保険会社を、経営難の可能性や倫理的問題を理由として、労働者問題の解決を託することができる制度とはみなさなかつた。統治機構は、これらには代替されない機能を実現できる手段として、国家主体の社会保険制度を構想していった。

## 終章

終章では、これまでの意味論的分析を踏まえて、結論と展望を論じた。従来の研究は 19 世紀ドイツにおける社会国家の形成を、一方で統計や保険、リスクなどの特定の知の社会全体への浸潤によって、他方で特定の政治的理念を掲げる文化的ミリューの台頭によって説明してきた。それに対して本研究が明らかにしたのは、社会国家とは、(1) 政治制度とその外部にある多様な中間集団による境界形成とその維持を前提として、(2) 知識の相互参照の

結果見出されていく、(3) 統治実践に固有の知識運用を起点に形成されていったものであるということである。こうした知見は、制度と諸知識の連関を追尾しようとする意味論分析が、特定の時間的空間的一時点を超えて、通時的・共時的な比較研究にも開かれていることを示すものである。